

玉野市成年後見制度利用促進計画（素案）で御意見、御協議をいただきたい項目

以下、計画案の文中「現状と課題」を「現状等」と、「現状・課題解決に向けた取組」を「取組等」と記載しています。

1 成年後見制度の利用促進のための施策			
基本方針1	1 現状等 (1) (2)	2 取組等【1-1】	計画案P8
参照	資料4	成年後見制度の現状（令和2年6月）	P46
説明	今後、さらに成年後見制度が真に必要な方々の利用が促進されるための効果的な取組、及び、任意後見、保佐・補助類型を含めた早期利用の促進策について。		

2 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援			
基本方針1	1 現状等 (5)	2 取組等【1-4】	計画案P8
参照	資料5	意思決定支援等に各種ガイドラインの比較について	
	資料6	意思決定を踏まえた後見事務のガイドライン（仮題）基本的な考え方	
説明	後見人を含め、本人に関わる支援者らが常に「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義を実現するため、国がガイドラインを作成中です。これを踏まえた市の意思決定支援のあり方について。		

3 任意後見監督人			
基本方針2	1 現状等 (6)	2 取組等【2-6】	計画案P9、10
参照	資料4	成年後見制度の現状（令和2年6月）	P3、48
説明	任意後見制度の利用促進も必要であり、任意後見監督人の選任のケースについての施策を掲げています。本市における（任意）後見監督人の状況と今後の支援策について。		

4 本人の権利擁護を図るための後見人の交代			
基本方針3	1 現状等 (3)	2 取組等【3-1】	3点目 計画案P11
説明	本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合等の後見人の交代を計画案に掲げています。今後、中核機関等で実務を進めていく上で留意する事項について。		

5 市民後見人の育成等			
基本方針3	1 現状等 (4)	2 取組等【3-2】	計画案P11
参照	資料4	成年後見制度の現状（令和2年6月）	P23-29、43
説明	現在、当市には市民後見人として登録している人はいません。今後、市民後見人に対するニーズや期待される役割について。		